

東中野法律情報局

法律の成り立ち I



皆さんは、法律とはどのようなものか、考えたことはありますか。私たちは生まれてから死ぬまで、好むと好まざるとにかかわらず、どこにいても、無数の「法」に取り囲まれた生活を送っています。

借家で生活しているのであれば、家主との間で賃貸借の関係があり、
一歩外に出れば道路交通法があり、
お店で買い物をすれば売買契約により代金を支払う。

こうしてみると私たちは、ほとんど無意識のうちに「法」の指示に従って生活を送っていると言えるかもしれません。

東中野法律情報局では、今回から 2 回にわたって法律の成り立ちをテーマに取り上げ、特集します。第 1 弾となる今回は、海外を中心に歴史をたどりながら、「法とは何か、法律とは何か」を考えてみましょう。

※ここでは、「法」と「法律」を同義として扱います。
それぞれの違いについては、次次ページをご覧ください。

法、法律についてより詳しく知りたい方は
本館 3 F にて関連資料を特別展示していますのでご利用ください。

展示期間	平成 29 年 10 月 28 日 (土) ~ 12 月 21 日 (木)
展示場所	東中野図書館 3F 法務情報コーナー
問い合わせ	東中野図書館 中野区東中野 1-35-5 03 (3366) 9581

法とは



何か

社会生活では一定の秩序が無ければ、喧嘩や言い争い、犯罪行為が頻発し、集団生活を破綻させてしまう恐れがあります。そこで私たち人類は、長い歴史の中でルールを作って定着を図り、社会の調和の維持に努めてきました。このようなシステムを社会規範と言います。それでは、私たちが暮らす社会には、どのような規範があるのでしょうか。

社会規範

慣習、道徳、宗教規範、法など、
社会に生きるものとして、お互いに守るべきルール。

《 概要 》	社会規範の仲間	《 例 》
慣習は風習、ならわしとも呼ばれ、特定の地域や業界で長年繰り返し行われてきた伝統的な行動様式。	慣習・習慣	・朝、「おはよう」と挨拶を交わすこと ・お中元やお歳暮などの贈答行為
社会の構成員として、踏み行ふべき道。何が良い行いであるかの規準を与えてくれる規範。	道徳・倫理	・親や年長者を敬う、病弱者をいたわる ・嘘をつくことは、悪いことである
特定の教えのもとに作られた規範。例えば神と人とが契約によって結びついて、「権利・義務の関係」を築き、崇拜・信仰を通して心の救いを得るもの。	宗教規範	・豚肉を食してはならない ・安息日は労働をしてはならない
社会秩序を支えるために人為的・自覚的に作られた規範。	法	・人を傷つけてはならない ・人のものを盗んではならない

※ここでは社会規範の基本的な分類を示します。

日本の法の分類・体系については、次回の特集「法律の成り立ちII」にて、ご紹介します。

調べてみよう

社会規範とは、私たちが普段何気なく繰り返している習慣から、意図的に定められた法律までも含んだルールです。集団生活が営まれているところには、常にその社会に固有の規範があります。しかしそれは、いつでもどこでも常に同じとは限りません。例えば、「他人の物を盗むな」という規範は、現代の日本では当たり前のルールですが、貧しい国や治安の悪い国では、むしろ盗まれるような場所に置いておいたほうが悪いという見方をする人もいます。日本と海外の法を比べてみると、価値観の違いが見えてくるかもしれません。

検索ワード：比較法学、法思想史

法の



種類

法は長い歴史のなかで、さまざまな発展を遂げてきました。とくに現代では、生活の複雑化と共に、法もその構造が複雑化、多様化しています。これら法の理解を深めるためには、一定の基準を設けて分類することが有効です。今回は社会規範の中でも法を取り上げ、基本的な分類方法を用いて整理してみましょう。

法

社会秩序を支えるために人為的・自覚的に作られた規範。

《分類法》

【自然法】	観念的と現実的	【実定法】
古今東西を問わず絶対的に正しい法。人知を超えたもの、哲学的なもの、宗教的なものと考えられる法。		自然法は現実には示すことができないが、実定法はその時代、その地域において正義と考えられる内容を制定行為や、慣習など人間の行為によって定めた法。
例：唯一絶対の正義（観念） 検索ワード：法哲学、自然法学、自然権		例：憲法、法律、〇〇基本法、条令 検索ワード：法実証主義、制定法、慣習法
【不文法】	不文化と成文化	【成文法】
国家機関により、法としての効力を認められているものの、文章や文字に書き表されていない法。		文章や文字によって、書き表された法。国家機関により作成され、一定の手続きと形式で公布される法。
例：慣習法、判例法 検索ワード：不文法主義		例：憲法、法律、〇〇基本法、条令 検索ワード：法典、成文法主義
【国際法】	国外と国内	【国内法】
国際社会における二国家間および、多数国家間の関係を規律する法。		一国内において適用のある法。国家と国民および国民相互の関係を規律する。原則、その国に暮らす外国人にも適用される。
例：条約 検索ワード：ジュネーブ条約、国際連合		例：国籍法 検索ワード：国内法と国際法の効力関係

※法と法律の違いについて

法：広義では実定法と自然法とを総括するもの。狭義では法律と同意義で用いられることもある。

法律：法と同義の用法もあるが、一般には国会の議決を経て制定される法の一形式。

調べてみよう

世界大百科事典より

法と一口に言っても、抽象的なものからきちんとした手続きを経て効力を発揮する具体的なもの、文章になっているかどうか、規律する対象によって異なるなど、さまざまな特徴があるようです。それでは法と、その他の社会規範とでは、どのような違いがあるのでしょうか。例えば、道徳と法律は何が異なるのか、違いがあることでどのような社会的効果があるのでしょうか。

検索ワード：法的強制、法的拘束力、国家権力



法の歴史（古代・中世）

法の歴史は、「(私たち)国民の権利を勝ち取った闘いの記録である」と、言っても過言ではありません。そこで今回は、日本国憲法制定までのおよそ4000年を区切りとして、近代法の発祥とされる西洋を中心に、法の歴史を概観します。

※年表は「ライフステージから学ぶ法律入門」(吉田 稔/編著)より抜粋

古代（紀元前） ～神官などが神の代理人として政治を行う～	
2700年頃	四大文明（メソポタミア、エジプト、インダス、中国）の成立
2100年頃	A ウルナンム法典がまとめられる
1700年頃	ハンムラビ法典がまとめられる
753年	伝承におけるローマ建国
450年頃	B 十二表法制定（ローマ）

中世 ～国王や、教会による支配～	
10世紀～	西ヨーロッパ封建社会の成立
11世紀～	十字軍の遠征
1215年	C 大憲章制定（英国）
11～14世紀	西ヨーロッパ中央集権国家の成立

A 世界最古の法典、発掘される



「楔形文字で書かれた石板」

1952年、現在のイラクで出土した**ウルナンム法典**は、メソポタミア文明のウル第三王朝の初代王ウル・ナンムによって発布された法典。「目には目を、歯に歯を」の一節で知られるハンムラビ法典より古く、現存する世界最古の法典とされており、殺人・窃盗・傷害・離婚などについての刑罰が楔形文字で書き表され、当時から既に刑法に関連した規範を定めています。

検索ワード：古代法、楔形文字法典

B 法の下では、貴族も平民も対等



「屋外に掲示された十二表法と、ローマの民間人」

その後のヨーロッパ各国の法律の手本とされたローマ法の源泉、**十二表法**が紀元前450年頃ローマで制定されました。法知識を独占し、自分たちに都合の良い判決を下していた貴族と不平等を強いられていた平民との闘争の成果物とも言える本法典には、法の下での平等の精神が見てとれ、当時としては画期的なものでした。

検索ワード：ローマ法、市民法、万民法

C 王の支配から、法の支配へ 前進



「マグナ=カルタに署名をする国王」

1215年に英国で制定された**大憲章**（マグナ=カルタ）とは、封建領主の権利を国王が認めたもので、そのほかに、教会の自由、市民の自由、不当な逮捕の禁止など人権に関する規定を含んでおり、それまでの国王による独裁的な支配とは異なり、法の支配と議会政治の原則が成立した点に意義が認められています。そして、後のイギリス革命時の「権利の章典」と並んで、基本的人権と立憲君主制を理念とするイギリス憲法を構成する重要文書となりました。

検索ワード：封建社会、基本的人権、絶対王制、法の支配

法の歴史（近世・近代）



法の歴史は、「(私たち) 国民の権利を勝ち取った闘いの記録である」と、言っても過言ではありません。そこで今回は、日本国憲法制定までのおよそ 4000 年を区切りとして近代法の発祥とされる西洋を中心に、法の歴史を概観します。

※年表は「ライフステージから学ぶ法律入門」(吉田 稔/編著)より抜粋

近世

～市民革命 前夜～

14～16 世紀	ルネサンス (人間復興)
15～16 世紀	大航海時代 (コロンブス、マゼラン、ヴァスコ・ダ・ガマ)



『リヴァイアサン』の表紙

D 革命を裏付ける思想が続々と現れる

哲学者**ホッブズ**は、「国家や教会といった秩序の下に人間がある」とされていたそれまでの構図を逆転させて新たな人間観を提示し、後のロックやルソーの思想に影響を与え、市民革命の原動力となりました。

検索ワード：王権神授説、社会契約



「追放された国王ジェームズ2世」

E 議会政治の基礎が築かれる

英国の無血革命とも称される**名誉革命**では、国王ジェームズ2世による議会無視に反対した議会在国王を国外に追放。「王の権限によって議会の同意なく法を停止できると主張する権力は違法である」と新たに擁立した国王に認めさせました。これにより「権利章典」が成立。英国の立憲君主制の基礎が確立されました。

検索ワード：立憲君主制、市民革命、議会政治



『民衆を率いる自由の女神』ドラクロワ作」

近代

～法による支配体制の確立～

16 世紀	宗教改革 (ルター、カルヴァン)	
17 世紀	1642 年	ピューリタン革命 (英国)
	1651 年	D ホッブズ「リヴァイアサン」刊行
	1679 年	人身保護法 (英国) 制定
	1688 年	E 名誉革命 (英国)
	1689 年	権利の章典 (英国) 制定
	1690 年	ロック「統治二論」刊行
18 世紀	1748 年	モンテスキュー「法の本質」刊行
	1762 年	ルソー「社会契約論」刊行
	1776 年	独立宣言 (米国)
	1787 年	アメリカ合衆国憲法
	1789 年	F フランス革命 「フランス人権宣言」採択
19 世紀	1804 年	ナポレオン法典成立 (仏国)
20 世紀	1919 年	ワイマール憲法制定 (独国)
	1920 年	国際連盟発足
	1939 年～1945 年	第二次世界大戦
	1946 年	日本国憲法制定

今回は、舞台を日本に移して「法」を特集します。

F 主権は、国民にあり

18 世紀末に生じた**フランス革命**は、王権に対する貴族の反抗で口火が切られ、1789 年から全社会層を巻き込む本格的な革命になりました。これを機に絶対王政を倒して、立憲王政から共和政へとしだいに急進化しました。

検索ワード：共和制 (政)

法の目



で見る

さまざまな価値観を持つ人々が共存している現代において、いかなる状況に置かれても的確な判断を下せる力は、非常に魅力的であると言えます。しかしどうすれば、そのような力を身に付けることが出来るのでしょうか・・・もしかすると、「法的思考」にその答えがあるかもしれません。

法的思考 (リーガルマインド)

例えば、大学における法学教育の目的は、法的知識を与えることだけではなく、法的思考の養成にあると言われています。リーガルマインドとは、広い視野に立って、現代社会における諸々の社会事象を認識した上で、論理的な筋道を立て、しかも、相対立する利益を調整することができる総合的判断能力のことです。

(「法学」(森泉 章/著)より抜粋)



考えてみよう

いちごのショートケーキ



部活の練習から帰ってきたA君が冷蔵庫をあけると、ケーキを発見。食べようとする、その様子を見て駆けつけた弟も「欲しい」と言いました。等しく2つに切り分けるべきだと考えたお母さんでしたが、苺が1つだった三角のショートケーキで、しかも冷蔵庫の中でひっくりかえって、片側のクリームは少なくなっており、二等分には切れません。さて、兄弟喧嘩に発展しかねない状況ですが、どのような解決方法が考えられるのでしょうか。

正解は一つではありません。思いつくだけ、アイデアを出してみましょう。
終わったら、3つの回答例を確認してみましょう。



回答例1

「おにいちゃんだから・・・」

おにいちゃんだから、我慢しなさいと言って、弟に全部あげる方法。物理的な力を背景にして、結論に対する批判を一切許さないほどの絶大な権力が母親にあれば、表面的には解決になるでしょう。しかし年齢とケーキに対する需要は関係ないので、合理性を欠き、子ども達からの信頼を失うことになるかもしれません。

回答例2

ジャンケン

これはジャンケンがもつ偶然性によって紛争の解決を図るもので、勝った方に全部あげる、または、母親が切り分けて勝った方が好きな方を選ぶなども考えられます。法律の中にも実は例外的にくじを用いる場合があります。「当選人を定める時、得票数が同じである時は選挙長がくじで定める」→公職選挙法95条2項

回答例3

どちらかが切り分ける

兄弟のうちどちらか一方がケーキを半分に分け、他方がまず好きな方を選ぶという方法。「ケーキを切る担当となった者は、どちらが自分のものになっても不満のないように分けるであろうから、他方が選ばなかった残りを受取ることに不満はないはずである」ことを前提とした解決方法です。

今回の法的思考を養う問題および回答例は、「自分で考えるちょっと違った法学入門」(道垣内 正人/著)より抜粋しています。興味を持った方は、どうぞご利用下さい。



東中野法律情報局 調査部

ここでは 知りたい情報の調べ方をご紹介します

1. キーワードを挙げる

まずは調べたい事柄に関する言葉を、あらかじめ書き出しておくといでしょう。

【法律（法学、法律学）に関するキーワード】

法学・法律学・法制史（学）・法哲学・法社会学・比較法学・理論法学・法解釈学（解釈法学）
実定法学・法思想・社会規範・慣習・道徳・倫理・宗教規範・法的思考（リーガルマインド）

2. 検索エンジンを活用する

インターネットの検索エンジンを使った資料の検索方法です。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

中野区立図書館のホームページや利用者用検索機（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/?page_id=8027

東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館』

<http://www.ndl.go.jp/>

国会図書館の蔵書について一括して検索できます。

『法令データ提供システム』

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

日本国内の法令の内容を検索できます。

3. テーマの棚を調べる

中野区立図書館ではNDC（日本十進分類法）と呼ばれる記号をそれぞれの資料に割り振り、ラベルを貼って分類・整理しています。



4. 関連機関を活用する

『裁判所』

<http://www.courts.go.jp/>

日本各地の裁判所のウェブサイトへの入口。裁判所全体に関わる情報掲載もあります。
最高裁判所と、各地の裁判所から情報を提供しています。

3階 特別展示資料

法学入門

タイトル	著者 編者名	出版社	出版年	請求記号
法学入門	永井 和之	中央経済社	2017	321 ホ
法学概論	霞 信行	慶應義塾大学出版会	2015	321 ホ
現代実定法入門	原田 大樹	弘文堂	2017	321 ハ
ガイドブック法学	生駒 正文	嵯峨野書院	2017	321 ガ
法解釈学入門	ヘルムート・コーイング	慶應義塾大学出版会	2016	321 コ
問いかける法哲学	瀧川 裕英	法律文化社	2016	321.1 ト
ゼロからはじめる法学入門	木俣 由美	法律文化社	2014	321 キ
Qからはじめる法学入門	榎澤 幸広	みらい	2017	321 キ
グラフィック法学入門	青木 人志	新世社	2012	321 ア
アソシエイト法学	大橋 憲広	法律文化社	2016	321 ア

法学入門(日常生活)

基礎からわかる生活法学	佐々木 和夫	成文堂	2016	321 サ
新・大学生が会う法律問題	信州大学経法学部	創成社	2016	320 シ
新社会人に贈る護身術としての法律講座	外岡 潤	ベストブック	2016	320.4 ソ
法学ダイアリー	森本 直子	ナカニシヤ出版	2017	321 ホ

法思想

世界革命物語	井田 信宏	鳥影社	2002	316.5 イ
思想のグローバル・ヒストリー	デイヴィッド・アーミテイジ	法政大学出版局	2015	311.2 ア
〈法〉の歴史	村上 淳一	東京大学出版会	2013	321.2 ム
法思想の水脈	森村 進	法律文化社	2016	321.2 ホ
法・思想・歴史	加藤 恵司	ジーオー企画出版	2008	321.2 カ
法思想史講義(上・下巻)	笹倉 秀夫	東京大学出版会	2007	321.2 サ
ヨーロッパ私法への道	五十嵐 清	日本評論社サービスセンター	2017	322.3 イ
法の原理	トマス・ホップズ	行路社	2016	311 ホ
ロック倫理学の再生	小城 拓理	晃洋書房	2017	311.2 コ
社会契約論/ジュネーヴ草稿	ルソー	光文社	2008	311 ル
社会契約論がなぜ大事か知っていますか	伊藤 宏之	柏書房	2011	311 イ
「法の支配」をめぐって	ブライアン・Z. タマナハ	現代人文社	2011	321 タ

法的思考

法的思考のすすめ	陶久 利彦	法律文化社	2011	321 ス
リーガルマインド	梓澤 和幸	リベルタ出版	2014	321 ア
ワンステップ法学	國友 順市	嵯峨野書院	2015	321 ワ
ひと味違う法学入門	阿部 泰隆	信山社	2016	321 ア
自分で考えるちょっと違った法学入門	道垣内 正人	有斐閣	2007	321 ド